

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

当公園においてマナー啓発が必要な不法行為・迷惑行為としては次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと、フンの不始末、ブラッシング後の毛の不始末
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

(2) - 1 取組の基本方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為・迷惑行為の抑制は不可欠です。

そのためには、モラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、口頭や看板等の掲示物により公園利用者に注意を促すなど、マナー啓発のイベントを行うことが基本的な取組になります。

一方、これとは別に、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会では、利用者にその意図を理解していただけるよう、当公園・緑地の景観・美観の維持に努め、職員の態度・行動や公園施設の状態などの目に見える形で示します。その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策を行っていきます。

また、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携を強化していくことで、当公園への愛着心を高め、長い目で見て不法行為・迷惑行為を減らすことにつなげていきます。

(2) - 2 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公園利用に関する意識啓発

公式ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為の具体例とその理由を明確に表示し、利用者等への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、各種のキャンペーン活動やマナーアップ事業に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持と声かけ

公園内の巡視や清掃を行う際には、ベンチ等の施設や遊具の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラル低下の誘発要素があれば迅速に解消します。

また、巡視や管理作業の際には、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、親しみのある公園管理に努め、公園・緑地を見守る「人の目」の確保につなげます。

マナー啓発の取組

日常の巡視で禁止行為・危険行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。その後、改善が見られない場合は、看板設置等による啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、当公園でも犬をノーリードで放す状況が見られ、利用者同士のトラブルなどが問題となっています。看板、ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」や、早朝など特定の時間帯に直接指導などを実施していますが、現在も根本的な解決には至っていません。今後も根気強く対応を継続するほか、関係機関等への相談や、エキノコックス症の危険性の側面から飼い主に理解してもらうなど、新たな対策の検討・実施に努めます。

このほか、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりのため、NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で1回、（公社）日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬と一緒に公園散歩講座」（P.97）を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

巡視や管理作業時には、スタッフはゴミ袋を携帯して目についたごみをその場で処理し、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化します。投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気の使用（バーベキュー、花火等）について、持ち込み等を発見した際には注意し、園内の火気使用禁止の周知に努めます。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持ち去りや花の折り取りを発見した場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置やホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明します。

⑤ 公園内諸施設への落書き防止対策

公園内施設への落書きがあった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な落書きについては、札幌市に報告するとともに、警察に被害届を提出します。

⑥ 野生動物の餌付けへの対応

当公園で餌付け行為が確認された際には、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観・衛生の問題などについて説明し、行為をやめるようお願いします。

また、カラスの繁殖期においては、親ガラスが攻撃的になるため、公園利用者にはカラスの生態についての情報提供を行い、看板の設置や迂回措置、声掛けなどにより注意喚起し、被害の防止に努めます。このほか、園内で目撃されるキタキツネやカモ等鳥類の餌付けに対しては、自然保護、感染症予防のため止めるよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物や外来生物を園内に放置・遺棄する行為を当公園で発見した際には、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに止めるよう説得します。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 自転車の乗入への対応

自転車を乗り入れる行為については、公園が広く、また一部が生活道路として通勤や通学で利用されていることから、舗装された園路のみの走行を許可しています。ただし、混雑が予測されるウメの開花時期には、舗装園路であっても梅林内の乗入を禁止しています。

乗入禁止期間や場所などのルールについて、園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知し、今後の自転車乗入について札幌市と協議していきます。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の危険な乗入が確認された際には、口頭で注意指導します。また、危険な箇所には注意看板を設置し、事故防止に努めます。

⑪ 公園敷地内への雪の運び込みの防止対策

冬期間、公園敷地内に無断で運び込まれる雪により、施設の損壊や維持管理上の影響のおそれがある場合は、発見時に直接の指導や看板等での啓発を行います。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

利用者サービスを含め、有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針、当該方針に基づく具体的な業務の実施要領を示してください。また、年度別の実施計画についても示して下さい。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

(1) - 1 利用者サービスの基本方針

私たちは、当協会が運営方針とする公益性「5つのK（公平・公開・効率・協働・環境）」をベースとして、公の施設を管理するスタッフが「全体の奉仕者」であることの自覚と使命感を持つとともに、一人ひとりの知識と技術を高め、次の観点を基本方針として利用者サービスの向上を図ります。

① コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

② 利用の平等・公平性の確保

- a 公園の管理にあたっては、利用の平等と公平を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。
- b 誰もが等しく利用できるよう、偏りのない幅広い情報発信をします。

③ 安全・安心な利用の確保

- a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。
- b 安全・安心な利用のため、巡視や案内等、適切な運営を行います。
- c 危険箇所の早期発見に努め、状況に応じて利用規制や立入規制を行うなど、適切に対応します。
- d 防犯と防災対策は、地域と連携してしっかり取り組みます。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

- a お客様からの意見等を管理運営に反映させ、満足度を向上させます。
- b 情報公開を積極的に行い、説明責任を果たします。
- c 市民参加・協働を推進し、市民協議会をはじめとする地域団体との連携を強め、地域活性化に貢献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観を形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃等により快適な利用を提供します。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇等の研修によりスタッフの資質とホスピタリティの向上に努め、より良いサービスにつなげます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上にも配慮して管理運営します。
- c 貴重な公共の財産として、施設の長寿命化など将来も見通した管理運営を行います。

(1) - 2 有料公園施設の利用促進基本方針

運動施設の管理基本方針

運動施設の管理運営にあたっては、子どもから高齢者まで、また地域の方々や遠方から来られる方全員が快適にプレーでき、何度でも足を運びたいくなるよう下記の基本方針に従い取り組みます。

- ① ホスピタリティ溢れる接客・おもてなしを重視し、できるだけ担当スタッフを固定することにより、利用者との意思疎通の円滑化を図ります。また、スタッフのマナー教育を行い、接客・接客対応を向上させるとともに、競技に関する知識の充実に努めます。
- ② 利用者ニーズの把握に努め、可能な限り対応することにより、固定客の増加を図ります。施設やスタッフに対する意見・要望やクレームに関しては、直ちに改善できるものは迅速に対応します。対応が困難なものや大規模な改修等が必要な場合は、札幌市と協議したうえで利用者に対して説明し理解を求めます。

なお、ご意見・ご要望・クレームに対する回答は、当施設の受付場所に設ける掲示板に掲示します。

- ③ 施設の維持管理作業や利用者向けのサービスプログラムの企画にあたっては、当協会が指定管理者として管理運営する他の公園の同種施設の管理ノウハウも生かして取り組みます。

利用料金収入目標

利用料金収入

(単位：千円)

項目	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
平岡公園野球場	893	893	893	893	893
平岡公園テニス	3,296	3,296	3,296	3,296	3,296
清田南公園テニス	780	780	780	780	780
合計	4,969	4,969	4,969	4,969	4,969

※ 利用料金収入見込み

平岡公園野球場

安全かつ安心して利用できるような施設運営を目指し、特にグラウンドコンディション維持に注意して施設点検・整備の徹底を図り、人気のある野球場のイメージを定着させます。

利用料金

- ・ 特記仕様書のとおり運営します。

平岡公園野球場利用料金	
1時間	1,200円

利用促進

- ・ スポーツ施設予約情報システム登録者数を増やし、システムの利便性の向上に努め、利用促進を図ります。
- ・ ラインカーの貸出を行います。

利用期間・時間

- ・ 特記仕様書では、利用期間 4月20日から11月20日までとなっておりますが、降雪状況等により、札幌市と協議し、営業期間を短縮・延長します。
- ・ 利用時間については、特記仕様書のとおりとします。

利用期間	利用時間
4月20日～4月28日	午前5時～午後5時
4月29日～8月31日	午前5時～午後7時
9月1日～9月30日	午前5時～午後6時
10月1日～11月3日	午前5時～午後5時
11月4日～11月20日	午前6時～午後4時

平岡公園テニスコート

若者から高齢者まで、幅広く楽しめるスポーツの場を提供するため、テニスネット等の設備の充実を図ります。また、利用受付では公平・平等に留意し、安全・安心して利用できる施設を目指します。

利用料金

- ・ 特記仕様書のとおり運営します。

平岡公園テニスコート利用料金	
1時間	640円

利用促進

- ・ テニスコートにシングルポールを設置し、軟式テニス利用者への利便を図ります。
- ・ 手ぶらの来園者でも気軽に利用できるよう、ラケット、ボールをレンタルして好評な

ことから、今後も継続します。

- ・ スポーツ施設予約情報システム登録者数を増やし、システムの利便性の向上に努め、利用促進を図ります。

利用期間・時間

- ・ 特記仕様書では、利用期間 4 月 20 日から 11 月 20 日となっていますが、降雪状況等により、札幌市と協議し、営業期間を短縮・延長します。
- ・ 利用時間については、特記仕様書のとおりとします。

利用期間	利用時間
4 月 20 日～4 月 28 日	午前 7 時～午後 5 時
4 月 29 日～8 月 31 日	午前 7 時～午後 7 時
9 月 1 日～9 月 30 日	午前 7 時～午後 6 時
10 月 1 日～11 月 3 日	午前 7 時～午後 5 時
11 月 4 日～11 月 20 日	午前 7 時～午後 4 時

清田南公園テニスコート

近隣住民の方が手軽に楽しめるスポーツの場を提供するため、公平・平等かつ安全・安心して利用できる施設を目指します。

利用料金

- ・ 特記仕様書のとおり運営します。

清田南公園テニスコート利用料金	
1 時間	640 円

利用促進

- ・ スポーツ施設予約情報システム登録者数を増やし、システムの利便性の向上に努め、利用促進を図ります。

利用期間・時間

- ・ 特記仕様書では、利用期間 4 月 29 日から 11 月 3 日までとなっていますが、降雪状況等により、札幌市と協議し、営業期間を短縮・延長します。
- ・ 利用時間については、特記仕様書のとおりとします。

利用期間	利用時間
4 月 29 日～8 月 31 日	午前 7 時～午後 7 時
9 月 1 日～9 月 30 日	午前 7 時～午後 6 時
10 月 1 日～11 月 3 日	午前 7 時～午後 5 時

(1) - 3 年度別実施計画

前述の利用者サービスについては、以下の年次計画にて行うよう調整します。

区分	期間	サービス項目
平岡公園野球場	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ予約システムの普及 ■ ラインカーの貸出 ■ 固定ベース設置
	令和6年度	同上
	令和7年度	同上
	令和8年度	同上
	令和9年度	同上
平岡公園テニスコート	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ シングルポール設置 ■ レンタルラケット・ボールのサービス ■ スポーツ予約システムの普及
	令和6年度	同上
	令和7年度	同上
	令和8年度	同上
	令和9年度	同上
清田南公園テニスコート	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ予約システムの普及
	令和6年度	同上
	令和7年度	同上
	令和8年度	同上
	令和9年度	同上

(2) 自主事業への取組

利用者サービスの向上に向けた自主事業の取組について、取組の基本的な考え方と取組の具体的な内容を示して下さい。

(2) 自主事業への取組

平岡公園は自然豊かな総合公園です。周囲を住宅地に囲まれ、近隣には大型商業施設や教育機関など様々な要素が集まっています。特に公園の顔でもある梅林の開花時期には多くの花見客で賑わいます。また、公園の半分以上は既存林で、小川や湿地など豊かな自然環境がもたらす資源は、市民の憩いの場、環境教育の場としてこれまでも利用されてきました。

これらの公園周辺の特性や、公園が有する資源を有効に活用し、今後も地域の団体や教育機関、関連団体との協力・連携により、様々な利用者サービスとしての自主事業を企画・実施します。

(2) - 1 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の特徴を生かして、その設置目的と効用を最大限に高めるよう、次の観点を基本的な考え方として計画立案、実施します。そして、幼児から高齢者、親子など幅広い層を対象に、利用目的やニーズに応じて、多くの方に来園いただけるよう、魅力あるプログラムを提供します。

また、自主事業は、仕様書に記載された業務に影響のないように計画するとともに、事前に札幌市に申請書を提出し、承認を得た上で実施します。

なお、自主事業のうち、税法上の収益事業であげた利益については、公園の利用促進事業や広報活動など公益事業の管理運営経費に充当します。

① コンプライアンス

自主事業は、関連する諸法令を確認・遵守して計画立案します。

② 公平・平等

自主事業の周知と参加者募集にあたっては、札幌市の広報誌をはじめ、ホームページ、イベントチラシ配布などで広く周知し、参加機会の均等を確保します。

また、定員を超える応募があった場合には、抽選等により公平に決定します。

③ 安全体制の確保

催事の実施にあたっては、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業毎に必要な人員を配置して、適切な利用指導を行います。

④ リーズナブルな価格設定

自主事業における講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるように低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

事業に対する意見や要望については、参加者からの聞き取りやアンケートを行うほか、ご意見箱、電子メールなども利用して幅広く把握し、その後の事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容については、これまでの公園管理の実績と、多くの公園を管理している豊かな経験を生かして作成します。また講師は、事業内容に応じて経験と知識の豊かな当公園スタッフが担当し、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

自主事業として実施する比較的規模の大きな行事等については、地域の団体や公園ボランティア・近隣の学校などとの協働・連携の可能性を検討します。このことにより、地域、各種市民団体、公園ボランティアの活動の活性化に貢献します。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際しては、レクリエーション保険等に参加し万全を期します。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合には、迅速かつ誠意を持って対応します。

(2) - 2 取組の具体的内容

自主事業実施内容

以下の自主事業を実施します。

① 体験イベント、体験型講習会

自然観察会等各種で体験イベントを開催し、実行時にはレクリエーション保険、資料代・材料代相当額として参加費を徴収し、安心かつ有意義な内容で実施します。

体験イベント、体験型講習会（公益事業）					
実施時期/回数	25回/年				
対象	来園者				
連携団体	公益社団法人日本愛玩動物協会北海道支部、平岡どんぐりの森等				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
支出予定金額	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
収支予算	0円	0円	0円	0円	0円

② 梅林開花時期の出店

開花期に合わせた梅まつりの臨時売店は、多くの市民や利用者に親しまれ、当公園の梅の花見には欠かせないものになっています。特に、一番人気の平岡公園限定「梅ソフトクリーム」は、多い日には1日で3000個以上を売り上げます。このほか、毎年新商品の開発などを行っています。今後も利用者に楽しんでいただけるよう工夫していきます。



梅ソフトクリーム店の混雑状況



梅ソフトクリーム

梅林開花時の出店（収益事業）

実施時期/回数	4月下旬～5月中旬				
対象	来園者				
連携団体	委託業者				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円	2,300,000円
支出予定金額	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
収支予算	2,140,000円	2,140,000円	2,140,000円	2,140,000円	2,140,000円

③ 直営売店の出店

記念品購入を希望する来園者のため、平岡公園のオリジナル商品（絵ハガキ、手づくりしおりなど）を引き続き販売します。

直営売店の出店（収益事業）

実施時期/回数	通年				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
支出予定金額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
収支予算	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

④ スポーツグッズの貸出

手軽に公園を利用してもらうため、レンタル用ラケット・ボールを用意しテニスコート利用の促進を図ります。

スポーツグッズの貸出（収益事業）					
実施時期/回数	4月～11月				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
支出予定金額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
収支予算	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

⑤ 自動販売機の設置

公園利用者への利便提供として、園内に合わせて12台設置し、清涼飲料水を販売します。設置に関しては、省エネルギーで防犯タイプの機種を選定します。

自動販売機の設置（収益事業）					
実施時期/回数	4月下旬～11月下旬				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
支出予定金額	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
収支予算	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円

⑥ ノルディックウォーキング（新規）

手軽に健康づくりが行える場として公園の利用者を対象にノルディックウォーキング講習会の開催やボールの貸出を行います。

ノルディックウォーキング（公益事業）					
実施時期/回数	4月下旬～11月下旬				
対象	来園者				
連携団体	特になし				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
支出予定金額	50,000円	0円	0円	0円	0円
収支予算	-40,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

㊦ 子ども向けスポーツイベントの開催（新規）

当公園では、野球場やテニスコートを有する公園です。より多くの子どもたちを対象にスポーツに親しむイベントを開催し、スポーツを体験する機会を増やします。

子ども向けスポーツイベント（公益事業）					
実施時期/回数	4月下旬～11月下旬 1回				
対象	小学生及び親子				
連携団体	一般社会法人 A-Bank 北海道、S-SPORTS&LIFE など				
年次目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入予定金額	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
支出予定金額	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
収支予算	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

年度別自主事業売上げ目標

年度別自主事業売上げ目標

（単位：千円）

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
体験イベント、体験型講習会	40	40	40	40	40
梅林開花時出店	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
直営売店	10	10	10	10	10
スポーツグッズの貸出	10	10	10	10	10
自動販売機の設置	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
ノルディックウォーキング	10	10	10	10	10
子ども向けスポーツイベント	50	50	50	50	50
合計	3,420	3,420	3,420	3,420	3,420

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

公園の課題及び懸案事項に対する公園の理想像を記載した上で、理想像の実現に向けた自主事業等の取組について具体的な内容を示して下さい（取組内容は（2）との重複可）。

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

平岡公園は、平成 12 年に完成し道央自動車道により二分される公園です。この公園の大きな特徴は、北国札幌を代表し、最大の梅の名所として知られ、開花時期には毎年約 10 万人以上の市民や観光客が来園する梅林です。

当協会は、平岡公園の課題は梅の開花時期以外の利用についてより利用促進を図ることと考え、通年を通して札幌市民に環境保全・地域のコミュニティや健康増進の場を提供することが平岡公園の理想像と考えます。

理想像の実現に向け、この時期の利用促進策について、直近 2 年の当協会が行っている利用者アンケートから利用者の同行者は、家族が全体の 8 割以上、利用目的については自然観察・遊具・ウォーキングで全体の 8 割以上を占めており、このアンケート調査から理想像の実現に向け、現在行っている自主事業をより充実させることと新たな取組として健康増進に的を絞った自主事業を行うことを計画します。

- 1 ノルディックウォーキング講習会・用具貸出（新規事業・P.112）
- 2 子供向け運動イベント（新規事業・P.113）
- 3 ながぐつの土ようび（継続事業・P.94）
- 4 ホタル観察会（継続事業・P.96）
- 5 湿生植物観察ツアー（継続事業・P.96）
- 5 公園ツアー（継続事業・P.98）
- 6 夏休み・冬休みにぎわいフェスタ（継続事業・P.95）
- 7 冬期イグルーイベント（継続事業・P.99）

- 6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について
施設ホームページのウェブアクセシビリティを確保（日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠）するための取組について、以下の項目の内容を示してください。
- 【既存のサイトを継続して使用する場合】
- 適合レベル AA 準拠を達成するための作業スケジュール（現時点で AA 準拠を達成している場合はその維持・向上に向けた取組スケジュール）
 - 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策
 - 試験実施予定時期及び方法
 - アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）
 - ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等
 - 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当協会の既存サイトで現在公開している当公園のホームページを、引き続き改善しながら運用するとともに、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、平成 29 年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後のウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組としては、毎年4月に担当職員を対象としたアクセシビリティ講習を行うとともに、「NPO 法人手と手」や「公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会」等の福祉団体に年1回のチェックを依頼し、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

ページの新規作成時や修正時には、当協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき適切に対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に公開しているホームページは試験実施済みですが、ホームページのリニューアルや JIS 規格の変更があった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

上記③に示した対象職員へのアクセシビリティ講習や福祉団体からの意見聴取を行うほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティに関わる問題が発生した場合には、担当者を決めて情報を集約し、専門業者と連携を取って解決に向けた対応を迅速に実施します。また、他公園、他ドメインにおいて同様の問題発生のおそれがある場合には、前もって対処します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、当協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ及び当協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 類似業務の実績について

都市公園の管理運営に関して、類似業務の実績がある場合には、その業務内容及び成果等について示してください。

7 類似業務の実績

(1) 指定管理業務の実績

当協会は、当公園を含め、札幌市の公園・施設の指定管理者として、現在、次の 29 公園施設を管理運営しています（コンソーシアムによる管理運営を含む）。

総合公園	中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園、川下公園、平岡公園 前田森林公園、月寒公園
運動公園	厚別公園、農試公園、手稲稲積公園
特殊公園	大通公園、平岡樹芸センター、創成川公園、西岡公園、旭山記念公園
都市緑地	豊平川緑地（上流地区・下流地区）、山口緑地
地区公園	豊平公園、発寒西陵公園、北発寒公園、前田公園、星置公園、明日風公園 西岡中央公園、吉田川公園、清田南公園、北郷公園
施設	札幌市豊平川さけ科学館

(2) 他公園・施設等における維持管理業務、その他緑化関連事業の実績

国営公園の運営管理

- 当協会は、これまでの公園・緑地等の管理経験で培ったノウハウを活用し、一般財団法人公園財団との共同体の代表として、平成 22 年度から国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理を継続して行っています。

指定管理者制度以前の管理運営等業務

- 指定管理者制度の導入以前は、当協会が有する専門知識・技術等を活用して、札幌市内の大規模公園や市民ニーズの多様化、特殊化に対応する高度な管理技術を要する 17 の公園施設等（大通公園、中島公園、円山公園、百合が原公園、モエシ沼公園、川下公園、厚別公園、豊平公園、平岡公園、平岡樹芸センター、農試公園、手稲稲積公園、前田森林公園、星観緑地、札幌市豊平川さけ科学館、札幌市農業体験交流施設（サッポロさとらんど）、手稲山研修センター）を管理運営してきました。
- その他、西岡公園、茨戸川緑地、五天山公園、西山苗圃、北方自然教育園、里塚霊園、平岸霊園、手稲平和霊園、荒井山緑地等においても維持管理業務を行ってきました。
- 業務遂行に当たり、基本的な維持管理・運営管理に加え、各公園・施設ごとに異なる仕様・特性に対しても工夫して管理に取り組むことにより、当協の公園運営能力の向上につなげ、これら公園・施設の価値を継続的に高めてきました。

その他、公園の維持管理等に関連する業務の実績

■ 当協会ではこれまで、職員の専門技術や知識、資格等を活用して、次のような業務を受託・実施することにより、当協会独自の技術と管理ノウハウを蓄積してきました。

- ・ 緑のリサイクル調査
- ・ 各公園施設樹木診断・樹木移植
- ・ 公園土壌調査
- ・ 試験栽培技術指導
- ・ 街路樹灌水・清掃等
- ・ 札幌市本庁舎立体花壇設置
- ・ 公園砂場汚染対策調査
- ・ 農業センター跡地公園化検討
- ・ 試験研究圃場管理
- ・ 土壌分析
- ・ 各種観察会開催
- ・ 魚類・生物調査
- ・ 園芸・緑化等に係る講師派遣
- ・ 都市緑化サポート等の業務
- ・ 花と緑のネットワーク推進支援事業
- ・ プレーパーク推進支援事業 等

これらの業務の受託・実施においては、委託者の要求に適切に対応して良好な成果を上げること、高い評価と信頼を得てきました。今後も当協会が有する知識、技術及び管理ノウハウを活用できる業務を積極的に受託し、広く社会に貢献するとともに、組織の経営基盤向上にもつなげます。

(3) 当協会の業務における成果の代表事例

当協会では、設立以来の様々な管理実績を通して培ったノウハウを生かし、公園施設の管理運営業務等において、次のような有益な成果を上げています。

北国さっぽろを基準とした植物栽培技術の確立・発信

ユリ（百合が原公園）やライラック（川下公園）、ウメ（平岡公園）など、公園のシンボルとなっている植物の管理技術や、バラ、ダリア、フクシア、ゼラニウムなど札幌の環境・風土に適する植物の栽培技術を確立して、北国さっぽろのまちづくりに相応しい植栽デザインや栽培方法などについて提案し普及に努めてきました。

特に川下公園のライラックについては、開園当時から多品種のコレクションの収集・生育管理と情報提供等を積極的に行ってきた結果、その継続的な活動が国際ライラック協会に認められ、2017年に川下公園が「President's Award」を、また長年ライラックの管理に携わった当協会職員が「Directors' Award」をそれぞれ受賞しました。

人と自然に優しい公園管理

① 植物リサイクル

指定管理者として管理する全公園施設において、刈草、落ち葉、枝や幹などの植物系廃棄物を堆肥化又はチップ化し、樹木周辺及び園路等に敷き均すなど、可能な限り公園内で循環するよう、リサイクルに努めています。

② 化学農薬を極力使わない植物管理

化学合成された殺虫剤や殺菌剤、除草剤を極力使わない植物の維持管理を行い、安心・

安全な公園管理を目指しています。例えば、植物の生育に大きな被害をもたらすコガネムシ類の幼虫の駆除のため、平岡樹芸センターでは、ボランティアとの協働で夜間に羽化した成虫を大量に捕獲するなどの対応を取り、一定の成果を上げています。

③ 生物多様性保全に向けた取組

公園・緑地をはじめ、札幌市内における生物多様性の保全については、以下にあげる各種の課題について、大学や専門機関、活動団体、ボランティア等との連携により継続して取り組み、状況の改善に努めています。

- ・ 特定外来生物であるオオハングソウのほか、イワミツバ、ゴボウなど外来植物の駆除
- ・ トノサマガエル、アズマヒキガエル、アメリカザリガニ、ウチダザリガニ、ミシシippアカミミガメ等の外来種を対象とした調査・啓発・駆除
- ・ 在来の希少種であるクリンソウ、クゲヌマラン、ハイケボタル、オオムラサキ、ニホンザリガニ、カワシンジュガイ等の保全・啓発
- ・ 鳥類による食害防除、野生動物（リス、キツネ、鳥類など）への餌付けから生じる諸問題への対応



そして、札幌市環境局の生物多様性推進事業に協力するために、当協会は「生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体」に登録しているほか、百合が原緑のセンターなど 4 施設が「生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワーク」に参加し、スタンプラリーの開催や連携事業などを行うことで、生物多様性保全活動の活性化に貢献しています。

また、札幌市からプロポーザルで発注されていた「まちなか生き物活動」事業において、平成 27 年度の「タブレットで生き物情報を集めよう！」では、当協会が管理する円山公園、平岡公園、西岡公園でトノサマガエル、ハイケボタル、野鳥を対象とした参加型調査に協力したほか、平成 29 年度の「身近でいいの？アメリカザリガニ～札幌市街地の外来種と生き物の飼育を考える～」においては、豊平川さけ科学館がプログラムの実施に協力しました。

④ 安全・安心な公園利用環境の提供

札幌市内でも郊外に位置する公園では、キタキツネを見かけることがあり、利用者からエキノコックス感染症に対する不安の声が寄せられることがあります。当協会では、安全・安心な公園利用環境の確保のため、北海道立衛生研究所や環境動物フォーラムなど専門機関の協力を得て、平成 29 年 6 月から、平岡公園において、試験的に駆虫薬入りのベイト（エサ）を毎月散布しています。そして、この取組の目的と実施内容を、ベイトがヒトや犬には安全であることを含め、ホームページで周知しています。今後は、この取組の効果の検証結果を受けて、他公園での実施についても検討していく予定です。

緑化の普及啓発

広く緑化の普及啓発を推進し、市民の園芸技術の向上を図るため、公園観察会、植物等の展示会及び園芸講習会や緑の相談など、様々な取組を行っています。

①公園観察会

スタッフが園内の見どころを解説しながら案内する公園ツアーや自然観察会は、公園の魅力を紹介するだけでなく、環境や生物等についても広く学べるため、多くの市民から好評を得ています。

② 展示会

ゼラニウムやフクシアなど、札幌の気候や生活環境に適した植物を紹介する展示会、盆栽やサツキ、セントポーリアなど、地域で活躍する植物同好会等との協働による展示会、市民が栽培したランなどの観賞植物の展示会、植物や生物などを活用した環境教育関連の展示会など、四季折々の工夫を凝らした展示会を開催して、市民の目を楽しませるとともに、新たなガーデニングへの関心を高めることで緑化の普及啓発を行っています。

③ 園芸講習会

市販の園芸に関する手引き書は、そのほとんどが積雪のない本州仕様で、積雪寒冷地の札幌市民にとっては参考にならないことが多々あります。当協会では、長く培ってきた札幌の気候に適した技術・ノウハウ等を市民に普及するため、スタッフによる様々な園芸講習会を開催し、市民の園芸知識及び技術のレベルアップを図ってきました。

④ 緑の相談

園芸に関する様々な相談に答える「緑の相談」については、3箇所の相談所に専門の相談員を配置し、全国屈指の数の相談を受けています（令和3年度は計 14,742 件）。北国札幌の園芸特性に対応し、冬越しの管理など、一般の書籍などでは正確な情報を得ることが難しい質問に対しても、分かりやすく適切な回答に努め、市民からは高い評価と信頼を得ています。

⑤ 基金事業による取組

民有地の緑化と、緑化の普及啓発を図るため、次の事業を札幌市都市緑化基金事業として実施しています。（カッコ内は令和3年度の実績）。

- 札幌市の木であるライラック他花木の苗木配布（475 本）
- 壁面緑化のためのツタ苗補助（3 件、14 株）
- 町内会等へのプランター無料貸出し（4 団体、100 基、花苗 500 株）
- 小・中学生を対象とした緑の絵コンクールの開催（参加 59 校、339 点）
- 札幌市内公園・緑地のフォトコンテストの開催（応募 204 名、695 点）
- ガーデニングボランティアの養成を目的とした講座・実習プログラムの実施
さっぽろまちづくりガーデニング講座（受講者 12 名 全 17 回）
17 回のうち 5 回は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止し次年度に振替
- 花や緑を切り口とした緑化プランに対する助成金交付の募集
- 園芸に関する知識や技術を解説する冊子を配布
すくすくみどり№30 「初めての宿根草～誰でもかんたん・宿根草ガイド～」
(4,000 冊)

⑥ さっぽろ花と緑のネットワーク推進支援事業（札幌市委託事業）

札幌市から標記事業を毎年受託し、緑化協会が事務局となり、花と緑のまちづくりに関心を寄せる市民や団体を募って登録し、その活動を広く市民・企業などへ情報発信し、みどり豊かなまちづくりの輪を広げています。ワークショップや定期的な講習会の開催、会報の発行、ホームページの運用などで花と緑に関するネットワークを広げ、人と人を結ぶことで新たな活動創出のきっかけづくりを行い、成果は着実に広がっています。

⑦ ガーデニングボランティアの養成

公園をフィールドとした花と緑のボランティアを募り、各公園の実情に合った講義や実習などを通して、公園の美観の維持向上に活躍していただいています。

⑧ 園芸等に関する小冊子の発行

緑と花に関する小冊子「すくすくみどり」を発行し、各公園のほか市役所・各区役所などの公共施設で配布しています。また、バックナンバーについては当協会ホームページで公開しています。

⑨ 「まちづくりのための北のガーデニングボランティアハンドブック」の出版

ガーデニングボランティアの養成を目的として、平成 20 年度からの 5 年間にわたり、当協会の主催で開講した「さっぽろ緑花園芸学校」の講義・実習の内容をベースに、52 名の専門分野の講師によって執筆された、ガーデニングやまちづくりに関するハンドブックを平成 26 年度に出版しました。北国のまちづくりを広くカバーする充実した内容が好評を博しています。

⑩ 外部への講師派遣等

当協会において、スタッフ各自が専門知識・技術の研鑽とその共有に努めてきた結果、現在、さまざまな団体・法人等から講習会・講演会の講師や専門委員としての依頼をいただいております。当協会が果たすべき使命・役割の一環として積極的に引き受けています。

市民参加・協働の推進

現在、当協会が指定管理者として管理する 20 の公園・施設において、46 の団体に計 800 名近いボランティアが登録し、活発に活動しています。また、円滑なボランティア活動を推進するため、各公園・施設にボランティアコーディネーターを配置してボランティアの養成と支援に努めています。

このほか、市民や地域の団体等によるイベントを積極的に誘致し、誰もが参加できるように明るく楽しいイベント運営をコーディネートしています。

① プレーパーク（子どもの外遊び）の推進

当協会は、平成 23 年度から毎年、札幌市子ども未来局の「プレーパーク普及啓発・活動支援業務」を受託し、既存の活動団体の支援と市内各区のプレーパーク活動の芽のサポートに継続して取り組んできました。また、外遊びにかかわる様々なテーマについて実践的な講座を開催し、子どもの遊びを見守るプレーリーダーの新たな発掘と育成にも努めています。

公園・緑地における子どもの外遊びをより活発にするため、今後も公園の管理運営と連携してプレーパーク活動支援の取組を推進していきます。

② 子どもたちによる生物調査活動

当協会では、環境教育の一環として、子どもたち自身により生物調査を行う取組である「西岡ヤンマ団」を平成 19 年度に、「西岡さかな組」を平成 21 年に結成し、西岡公園の自主事業としてトンボと魚類の調査を実施してきました。参加する子どもたちは、現地で直接生物と接し、調査結果を整理して考察し、成果を発表することを通して、生物に関する興味関心を深め、自然環境の大切さを学びます。子どもたちの活動には、卒業生や保護者もサポートで参加しており、地域活動の活性化にもつながっています。

これらの取組は、下記のとおり、これまで様々な賞を受けています。

		受賞内容	主催者
ヤンマ団	H23	ジュニア自然環境賞	(一財)前田一步園財団
	H27	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	さっぽろ環境賞 札幌市長賞(市民・団体部門)	札幌市
	H28	こどもホタレンジャー2016 水環境保全賞	環境省
	H28	こども環境学会賞 活動賞	(公社)こども環境学会
	H29	道新地域げんき大賞	(株)北海道新聞社
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第 89 回日本動物学会札幌大会
さかな組	H28	コカ・コーラ環境教育賞 優秀賞(活動表彰部門)	(公財)コカ・コーラ教育・環境財団
	H28	クリオネ賞	(公社)日本水環境学会北海道支部
	H29	水環境文化賞「児童・生徒の部」(みじん子賞)	(公社)日本水環境学会
	H30	小中高生ポスター発表 優秀賞	第 89 回日本動物学会札幌大会

㊦ 効率的な管理運営

当協会は、メリハリのある管理運営計画や人員配置の工夫などを行うことで、より効率的な管理運営体制を構築してきました。特に、スタッフの専門知識・技術を生かして、公園・施設間で柔軟にスタッフを配置・活用する「みどりの価値向上プロジェクト」(P.19)が、公園・施設の運営と事業を活性化させています。

㊧ ノウハウの共有と品質・サービスの向上

札幌市の公の施設及び国営滝野すずらん丘陵公園の管理運営などにより培ったノウハウを、組織全体の財産としてスタッフ間で共有することにより、全公園・施設の品質向上や利用者サービスの向上につなげています。

8 札幌市内の企業等の活用について

札幌市内の企業等の活用についての考え方、活用に向けた具体的な取組を示してください。

8 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当協会では、物品の購入と外部への委託等については、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

(1) - 1 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- 地域経済の発展に寄与するため。
- 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため。
- 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため。
- 商品等の輸送時に排出される CO₂ の抑制に貢献するため。

次の優先事項を考慮して、当公園の管理において、適切な市内企業を選定し活用していきます。

(1) - 2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業
- 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- 福祉施設・団体等が生産する物品等の調達
- 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等の調達

(2) 活用に向けた具体的な取組

当協会では、上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次のとおり取り組みます。

- ① 当協会が管理する公園・施設間の情報を共有して、企業のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて事業者を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に相応しいものを選びます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の情報収集に努め、積極的な活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会を増やし、地域の商店などの活性化に努めます。
- ⑤ 「令和 4 年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託などの継続・拡大に努めます。